

個人住民税は特別徴収 で納めましょう。

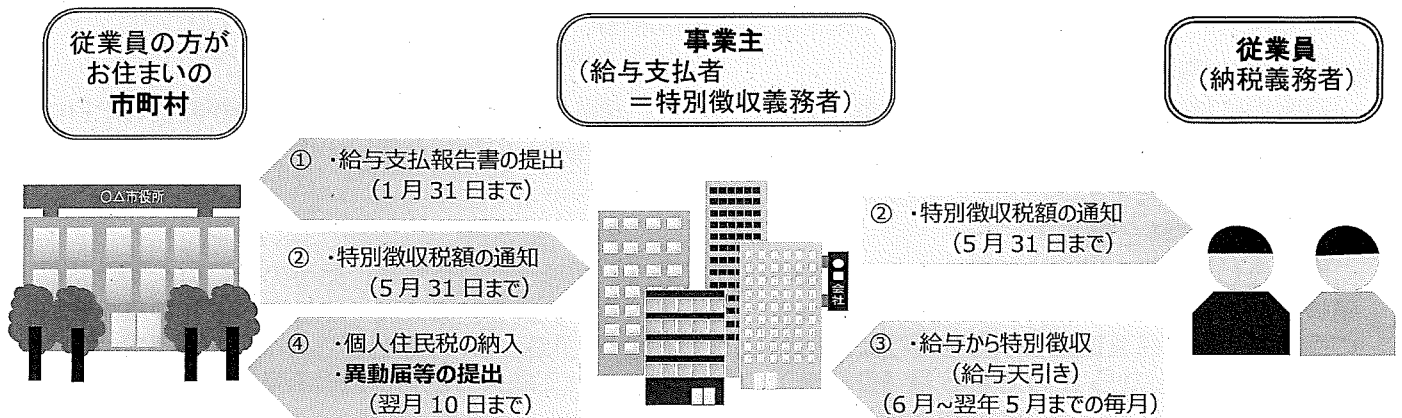


©2010 熊本県くまモン

事業主（給与支払者）は全ての従業員の給与から個人住民税を特別徴収（給与天引き）により納める義務があります。

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。
（地方税法第321条の4）

基本的な手続きの流れ



① 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在における給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている方が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

② 特別徴収税額の通知

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から事業主（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせします。また、「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」については、従業員（納税義務者）にお渡し下さい。

③ 給与から特別徴収（給与天引き）

②でお知らせした月割額にもとづき、6月から翌年5月まで毎月の給料から特別徴収（給与天引き）を行って下さい。

④ 個人住民税の納入（納期と納入方法）

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収（給与天引き）した月の翌月 10 日です。

この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

その他、「地方税共通納税システム」を利用することで納税事務の負担が軽減されますので、積極的にご利用ください。

【地方税共通納税システムとは】

eLTAX(エルタックス)を利用して、個人住民税（特別徴収分）などを複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納入することができるシステムです。地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて納入することができます。

その他の手続きについて

○ 税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

○ 退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった未徴収税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令（地方税法第321条の5第2項）により特別徴収できなくなった未徴収税額については、退職前の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が未徴収税額を超える場合には、従業員（納税義務者）の申し出がなくても5月31日までの間に支給される給与や退職金等から、一括して特別徴収していただく必要があります。

○ 「異動届」などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月 10 日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。

○ 納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間 12 回毎月納入いただくこととなっていますが、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時 10 人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6 月分から 11 月分を 12 月 10 日まで、12 月分から 5 月分を 6 月 10 日までの年 2 回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます（※）。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

お問合せ先

※ 手続き等の詳細につきましては、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村にお問合せください。

| 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 |
|------|------|--------------|------|-------|--------------|------|-------|--------------|-------|-------|--------------|
| 熊本市 | 市民税課 | 096-328-2181 | 天草市 | 課税課 | 0969-32-6050 | 高森町 | 税務課 | 0967-62-1123 | 多良木町 | 税務課 | 0966-42-1254 |
| 八代市 | 市民税課 | 0965-33-4107 | 合志市 | 税務課 | 096-248-1114 | 西原村 | 税務課 | 096-279-4395 | 湯前町 | 税務住民課 | 0966-43-4111 |
| 人吉市 | 税務課 | 0966-22-5380 | 美里町 | 税務課 | 0964-46-2112 | 南阿蘇村 | 税務課 | 0967-67-2703 | 水上村 | 税務住民課 | 0966-44-0316 |
| 荒尾市 | 税務課 | 0968-63-1342 | 玉東町 | 税務課 | 0968-85-3184 | 御船町 | 税務課 | 096-282-1114 | 相良村 | 税務課 | 0966-35-1031 |
| 水俣市 | 税務課 | 0966-61-1610 | 南関町 | 税務住民課 | 0968-57-8549 | 嘉島町 | 税務課 | 096-237-2639 | 五木村 | 住民税務課 | 0966-37-2213 |
| 玉名市 | 税務課 | 0968-75-1114 | 長洲町 | 税務課 | 0968-78-3123 | 益城町 | 税務課 | 096-286-3380 | 山江村 | 税務課 | 0966-23-5692 |
| 山鹿市 | 税務課 | 0968-43-1120 | 和水町 | 税務住民課 | 0968-86-5723 | 甲佐町 | 税務課 | 096-234-1112 | 球磨村 | 税務課 | 0966-32-1113 |
| 菊池市 | 税務課 | 0968-25-7206 | 大津町 | 税務課 | 096-293-3117 | 山都町 | 税務住民課 | 0967-72-1128 | あさぎり町 | 税務課 | 0966-45-7212 |
| 宇土市 | 税務課 | 0964-22-1111 | 菊陽町 | 税務課 | 096-232-4911 | 永川町 | 税務課 | 0965-52-5853 | 苓北町 | 税務住民課 | 0969-35-1111 |
| 上天草市 | 税務課 | 0964-26-5519 | 南小国町 | 税務課 | 0967-42-1113 | 芦北町 | 税務課 | 0966-82-2511 | | | |
| 宇城市 | 税務課 | 0964-32-1402 | 小国町 | 税務課 | 0967-46-2130 | 津奈木町 | 住民課 | 0966-78-5544 | | | |
| 阿蘇市 | 税務課 | 0967-22-3148 | 産山村 | 住民課 | 0967-25-2212 | 鏡町 | 税務課 | 0966-38-1114 | | | |